

平成21年4月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
平成20年(ワ)第5407号損害賠償等請求事件
(口頭弁論終結日 平成21年3月9日)

判 決

名古屋市 [Redacted]

原 告

同訴訟代理人弁護士

同

東京都 [Redacted]

被 告

同代表者代表取締役

東京都 [Redacted]

被 告

被告兩名訴訟代理人弁護士

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して130万0500円及びこれに対する[Redacted]社につき平成20年10月25日、[Redacted]につき同年11月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 F2
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを16分し、その3を原告の、その余を被告らの各負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、連帯して160万0500円（不当利得返還と不法行為に基づく損害賠償の選択的請求）及びこれに対する~~被告会社~~につき平成20年10月25日、~~被告~~につき同年11月11日（各訴状送達日の翌日）から各支払済みまで年5分の割合による金員（民法所定の割合による遅延損害金）を支払え。

第2 事案の概要

本件は、パチンコ攻略情報の提供契約に関する紛争であり、情報提供者（被告会社）の広告等を見て同契約を申し込み、代金を支払った者（原告）が、情報提供者及びその代表取締役（~~被告~~）に対し、パチンコ攻略情報の対価名目で金員を支払わせる詐欺行為であるとし、また、断定的判断を提供し、不実を告知するものであって、消費者契約法4条1項2号及び1号に基づき契約申込みを取り消すとして、不法行為に基づく損害賠償金の支払い又は不当利得金の返還を求める事案である。

1 争いのない事実等

(1) 当事者

原告は、パチンコ遊技の愛好者で、消費者契約法2条1項の消費者である。
YI ~~被告会社~~（平成8年8月30日成立、ただし平成9年5月8日有限会社~~被告~~ A
~~被告~~を組織変更し設立）は、パチンコ攻略情報の有償提供を業とする株式会社であり、~~被告~~は、同社の代表取締役（平成17年4月1日就任）である。 YI R

(2) ~~被告会社~~の広告等

原告は、平成20年3月18日（以下の日付につき、「平成20年」の記載は省略する。）ころ、インターネット上の~~被告~~社のウェブサイト（~~被告~~）を閲覧して、同社が提供するというパチンコ攻略情報に興味を持ち、同日以降、同社に架電して同社関係者による口頭説明を聴くとともに、同社のパンフレット（甲2）を受領した（甲8）。

上記パンフレット（以下「本件パンフ」という。）には、概ね以下のとおり記載されている。

「開発期間に2年を費やしたCAPシステムが遂に完成し、打つ前に当たる台が分かると好評を得る。」「業界初365日勝たせられる攻略法（CAPシステム）で、登録率・会員更新率が圧倒的に増加する。」

（4頁）

「北斗の拳、吉宗の攻略に成功」「秘宝伝の攻略に成功」「CRぱちんこウルトラマンの攻略に成功」（5頁）

「~~被告会社~~ではハッキリと「勝てる」効果の感じられるもののみしか攻略法と認めてはいません！！」「だから、~~被告会社~~は勝てるんです！！」

（6頁）

「勝ち組と負け組の差は、沢山あるホールや台の中から「勝てる台を見つける力があるかないか」。つまり、そのノウハウを持った~~被告会社~~から、その技術を学べば良いのですね。」（8頁）

「確実に勝たせます。」（11頁）

(3) 契約締結

原告は、前記(2)の広告等を踏まえて~~被告会社~~の提供するパチンコ攻略情報が確実に勝てる内容のものであると考え、~~被告会社~~に対し、「ビギナーズパック」、「プラチナパック」（ビギナーズパックからのランクアップ）、「SARTO1システム」の各契約を順次申し込み、~~被告会社~~の承諾により成立した各契約（以下、併せて「本件各契約」という。）に基づき、~~被告会社~~に以下のとおり合計115万5000円を支払い、パチンコ攻略情報の提供を受けた。

ア 3月18日 5万2500円（甲4の1）

イ 3月24日 10万0000円（甲4の2）

ウ 3月25日 47万7500円（甲4の3）

パチンコ攻略者名のマスクが
必要とあるが、このようにマスクした方がよいと考えます

エ 4月10日 5万0000円(甲4の4)

オ 4月14日 47万5000円(甲4の5)

(4) パチンコ攻略法の存否

原告は、~~被告~~より提供されたパチンコ攻略情報に有用性が感じられず、騙されているのではないかとの疑問を持ち、愛知県弁護士会所属の弁護士(原告代理人ら)に相談した。

原告代理人らは、原告が~~被告~~関係者よりパチンコ攻略情報の提供を受けたパチンコ台の機種につき、各製造業者に書面で問い合わせたところ、パチンコ台「花の慶次」を製造する株式会社ニューギン(甲5の2)、同「CRぱちんこ必殺仕事人ⅢXR65TF7」を製造する京楽産業株式会社(甲6の2)、同「パトラッシュ」を製造する株式会社SANKYO(甲7の2)はいずれも、該当機種の攻略法は存在しない旨回答している。

(5) 訴え提起

原告は、原告代理人らに訴訟委任した上で、平成20年10月15日に本訴訟を提起するとともに、訴状をもって消費者契約法4条1項2号及び1号を理由に本件各契約を取り消す旨の意思表示をしており、被告会社には平成20年10月24日、~~被告~~につき同年11月10日、それぞれ訴状(副本)が送達された。

2 主要な争点

~~被告~~の原告に対する有償でのパチンコ攻略情報提供行為について違法性の有無

第3 当裁判所の判断

1 ~~被告~~の責任

本件各契約の申込書の控え(甲1)に記載され、同契約に適用されるものとなっている~~被告~~利用規約25条は「当社は本サービスを通じて利用者が得る情報及びその利用の結果等について、その確実性、正確性

等いかなる保証も行わないものとします。」などと定めており、前記第2の1(4)によれば、パチンコの遊技において確実に勝てる、いわば必勝法と評価し得るパチンコ攻略情報は存在しないものというべきであるが、同(2)の本件パンフの記載からすると、~~被告会社~~は、原告に対し、~~被告会社~~の提供するパチンコ攻略情報が確実に勝てる内容のものと誤信させたものといえる。

加えて、前記第2の1(3)のとおり、原告と~~被告会社~~間の本件各契約が次第に代金が高額な契約へと移行しているのは、典型的な詐欺商法の手口と同様であって、かつ、~~被告会社~~において、原告に提供したパチンコ攻略情報の正当性及び有用性を的確に説明していないことを踏まえると、~~被告会社~~の原告に対する有償でのパチンコ攻略情報提供行為は不法行為法上の違法性を有するというべきである。

2 ~~被告~~の責任

(1) 前記第2の1(1)のとおり、~~被告~~は、平成17年4月1日に被告会社の代表取締役役に就任し、原告が本件各契約を申し込んだ当時もその職にあった。

また、~~被告~~は、本件パンフに「代表者ご挨拶」と題してコメントを載せており、その中には、「当社の現在における業務範囲は、アミューズメント産業の中のパチンコ、パチスロ部門ということになります。主な業務内容は、技術指導、情報提供、データ集積・解析、メディア制作、ソフトウェア販売等で、多岐にわたって展開させて頂いております。しかし今、私の挨拶をお読みになっている皆様は、業界に対してあまり良くないイメージを抱いていませんか？殆どと言ってもいい位、半信半疑なお気持ちで読まれているのではないのでしょうか。確かにそう感じられても仕方の無いこの業界の現状について、私は十分に理解しているつもりです。・・・この業界には様々な情報が錯乱し、どの情報がいったい本当なのかわからないという事態が起っています。この事実に対し、当社では日本全国を網羅したネットワークを形成して、情報捜査を徹底的に行っています。情報は早く、正確でなければ

意味がありません。御登録者の皆様に時間と労力をかけさせない、それが私たちの使命でもあるからです。このパンフレットはこれらを確認し、安心して当社をご利用頂ける様に構成されています。当社は、パチンコ・パチスロのプロフェッショナル。これを読むだけでも、勝ち組に一步近づいたと言っても過言ではありません。」などのくだりもある。

(2) 前記(1)の各事実からすると、~~被告~~^{F1}は、本件各契約締結当時、~~被告~~^{F1}の代表取締役として法令遵守義務を負う立場にありながら（会社法355条）、~~被告~~^{F1}のパチンコ攻略情報提供事業を積極的に推進するとともに、本件パンフに自身の挨拶文を掲載する形で、~~被告~~^{F1}の提供するパチンコ攻略情報が必ず勝てる内容であるという原告の誤信を助長しているものと認められ、かつ、~~被告~~^{F1}において、~~被告~~^{F1}が原告に提供したパチンコ攻略情報の正当性及び有用性についての確に説明していないことを踏まえると、上記事業の問題性を認識していたものというべきであり、原告に対する関係でも不法行為責任を負うものというべきである。

3 原告の損害について

原告は、被告らの共同不法行為に基づく損害として、~~被告~~^{F1}に支払った本件各契約の代金115万5000円のほか、慰謝料30万円、弁護士費用14万5500円を主張するので、その当否を順次検討する。

本件各契約の代金については、被告らの共同不法行為と相当因果関係を有する損害と認めることができる。

慰謝料については、本件不法行為が経済取引に関するものであり、原告が主張する精神的損害は一般的には財産上の被害が回復することによって慰謝されるはずのものと解されるところ、原告において、これと異なる特段の事情を主張立証していないから、被告らの共同不法行為と相当因果関係を有する損害と認めることができない。

弁護士費用については、被告らが本件不法行為責任を任意に履行しないため、

原告が原告代理人らに訴訟委任して本訴訟を提起することを余儀なくされており、本件不法行為と相当因果関係を有する弁護士費用の損害として、原告が主張する金額（14万5500円）を相当と認めることができる。

4 原告は、~~被告~~社^にに対し、選択的に不当利得の返還も請求しているところ、少なくとも、その請求額は前記3で認定した不法行為に基づく損害賠償金額を超えるものではない。

5 以上によれば、原告の請求は主文第1項の限度で理由がある。

名古屋地方裁判所民事第10部

裁判官 河 村 隆 司

これは正本である。

平成21年4月24日

名古屋地方裁判所民事第10部

裁判所書記官 山本 幸 宏

